

前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(管理者) 第6条 省略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する<u>主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)</u>でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)</u>を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 省略</p>	<p>(管理者) 第6条 省略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する<u>主任介護支援専門員</u>でなければならない。</p> <p>3 省略</p>

介護保険法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1～2 省略</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>3 令和9年3月31日までの間は、第6条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条」とあるのは「<u>令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)</u>が、<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)</u>については、第6条」と、「<u>介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)</u>を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する」とあるのは「<u>引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を</u>」とする。 (看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)</p> <p>5 省略</p>	<p>附 則</p> <p>1～2 省略</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>3 平成33年3月31日までの間は、第6条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)</p> <p>4 省略</p>